

★明細書発行体制等加算

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行いたしております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口へその旨をお申し出ください。

★生活習慣病管理料

糖尿病・脂質異常症・高血圧の疾患を有する方が対象となります。患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。

★ニコチン依存管理料

当院は、ニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙の為の治療的サポートをする禁煙外来を行っています。

病院内とその周辺は全面禁煙ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

★一般名処方加算

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

★長期収載品の処方に係る選定療養について

医療上の必要があると認められず、患者様の希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養として、患者様の自己負担となります。

選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。

（別途消費税も必要となります）

★在宅療養支援診療所、在宅時医学総合管理料について

当院は在宅で療養される患者様を対象に、地域の医療機関や訪問看護ステーション等と連携し、緊急時の連絡体制および24時間往診・訪問看護ができる体制を確保しております。

この体制に基づき、在宅医学総合管理料などの所定の診療報酬を算定いたします。

★在宅がん医療総合診療料

当院は通院が困難ながん患者様に対して、ご自宅で安死して療養生活を送っていただけるよう、計画的かつ総合的な医療を提供する体制を整えております。

地域の訪問看護ステーションや保険薬局等と緊密に連携し、医師および看護師が24時間体制でサポートいたします。

★外来・在宅ベースアップ評価料

当院では医療に従事する職員の賃金改善（ベースアップ）を図るため、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定をしております。本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事すること等を目的としており、当院もこの施設基準に適合し、届出を行っております。

ご理解ご協力を頂けますようお願い申し上げます。

★電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算 3 に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

- オンライン請求を行っています。
- 算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数または金額を記載した詳細な明細書を、患者さんに無料で交付しています。
- 電子資格確認(オンライン資格確認)を行う体制を整備しています。
- オンライン資格確認等により取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を活用して診療を行っています。
- 医療 DX 推進の体制に関する事項および情報の取得・活用等について、院内の見やすい場所に掲示し、当院ホームページにも掲載しています。
- 診療報酬明細書の無料交付について、院内の見やすい場所に掲示、当院ホームページにも掲載しています。

★保険外負担に関する事項

診療報酬に含まれない自費診療（文書料・予防接種・健康診断等）については、保険外負担として別途料金を頂戴しております。
詳細は受付までお問い合わせください。

★夜間早朝等加算について

下記の時間帯に受付をされた場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、夜間早朝等加算を診察料に加算させていただきます。

平日：18:00 以降 土曜日：12:00 以降 日曜・祝日：終日

※診療時間外は時間に応じた時間外加算・深夜加算・休日加算を診察料に加算させていただきます。

医療法人社団樺の葉

ホームクリニックみまた

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当院は信頼の医療に向けて、患者さんに良い医療を受けていただけるよう日々努力を重ねております。
「患者さんの 個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。
そのために当院では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集について

当院が患者さんの個人情報を収集する場合、診療・看護および患者さんの医療にかかわる範囲で行います。
その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。
ウェブサイトで個人情報を必要とする場合も同様にいたします。

2. 個人情報の利用および提供について

当院は、患者さんの個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

- ◎ 患者さんの了解を得た場合
- ◎ 個人を識別あるいは特定できない状態に加工¹して利用する場合
- ◎ 法令等により提供を要求された場合

当院は、法令の定める場合等を除き、患者さんの許可なく、その情報を第3者²に提供いたしません。

3. 個人情報の適正管理について

当院は、患者さんの個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、患者さんの個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は患者さんの個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について

当院は、患者さんの個人情報について患者さんが開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当院の「患者情報の提供等に関する指針」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5. 問い合わせの窓口

当院の個人情報保護方針に関してのご質問や患者さんの個人情報のお問い合わせは受付でお受けいたします。

6. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当院は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

令和 8 年 6 月 1 日
医療法人社団樺の葉
ホームクリニックみまた
理事長 郡山 晴喜

1 単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態にされていること。

2 第3者とは、情報主体および受領者（事業者）以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または情報主体により、その個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人をさす。

※ この方針は、患者さんのみならず、当院の職員および当院と関係のあるすべての個人情報についても上記と同様に取扱います。

患者さんの個人情報の保護について

当院では、患者さんの個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。
なお、疑問などがございましたら担当窓口にお問い合わせください。

医療法人社団樺の葉 ホームクリニックみまた 理事長 郡山晴喜

当院での患者さんの個人情報の利用目的

1. 院内での利用

1. 患者さんに提供する医療サービス
2. 医療保険事務
3. 会計・経理
4. 医療事故等の報告
5. 当該患者さんへの医療サービスの向上
6. 院内医療実習への協力
7. 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
8. その他、患者さんに係る管理運営業務

2. 院外への情報提供としての利用

1. 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
2. 他の医療機関等からの照会への回答
3. 患者さんの診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
4. 検体検査業務等の業務委託
5. ご家族等への病状説明
6. 審査支払機関へのレセプトの提供
7. 審査支払機関または保険者からの照会への回答
8. 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
9. 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
10. その他、患者さんへの医療保険事務に関する利用

3. その他の利用

1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. 外部監査機関への情報提供

- 1 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。
- 2 お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- 3 これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

適切な意思決定支援に関する指針

医療法人社団樺の葉

ホームクリニックみまた

1. 基本方針

当院では、人生の最終段階を迎える患者様が、その人らしい最期を迎えられるよう、患者・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げていくため、患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とした医療・ケアを提供することに努めることを基本方針とする。

2. 「人生の最終段階」の定義

人生の最終段階とは、患者様の状態を踏まえて、多職種にて構成される医療・ケアチームにて判断するものとする。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- ① 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行い、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることを最も重要な原則とする。

また、本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いを繰り返し行うこととする。

さらに、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いを繰り返し行う機会を提供する。

この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくこととする。

- ② 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- ③ 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。
- ④ 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としない。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

(1) 本人の意思の確認ができる場合

- ① 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要である。
そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行う。
この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行うものとする。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておく。

(2) 本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとる。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとる。
時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとる。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記(1)及び(2)の場合において、方針の決定に際し、

- ・医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行う。

(厚生労働省：人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインを 規範とする)